

2022年4月から中小企業も義務化！～会社と従業員を守る対応策～

パワハラ防止法対策セミナー

2022年4月より、労働施策総合促進法に基づくパワーハラスメント防止措置が、中小企業にも義務化されました。

義務化されたことに伴い、「知らなかった」「パワハラはないから大丈夫」では済まされず、事業主はパワハラを防止するため、雇用管理上の措置を講じる必要があります。

ハラスメント対策は、従業員を守ることはもちろん、会社を守ると共に、優秀な人材確保と定着率の向上にも繋がり、ひいては会社の利益に繋がります。

本セミナーでは、「パワハラ」と「教育・指導」の境界線や、事業主が講じなければならない内容などについて説明します。

■開催日時

2023年1月26日（木）
14:30～16:00

- 会場 佐野市あそ商工会 本所
- 参加費 無料
- 定員 20名（先着順）
- 申込方法 下記申込書によりFAX
若しくは二次元コード
申込みフォームより



【申込みフォーム】

- 申込期限 1月16日（月）

問合せ先

佐野市あそ商工会 本所
TEL 0283(62)3655

講師

葛西 慶子 氏

Diamond Partners 代表



【プロフィール】

- ・労働心理士
- ・労使パートナーシップコンサルタント

労働相談を中心に労使が相乗効果を発揮できる健康で働きがいのある明るい職場の環境づくりを推進している。

内容

- パワハラ防止法の概要について
- パワハラ関連の法律について
- パワハラによる健康被害
- パワハラにあたる行為とは
- パワハラと教育・指導の違い
- 職場のパワハラ防止対応策
- ハラスメントへの事後対応

パワハラ防止法対策セミナー（1/26）申込書

FAX送信先：62-7915

年 月 日

事業所名			
住所	〒		
TEL	()	メールアドレス	
FAX	()		
参加者名①		参加者名②	

* ご記入頂いた個人情報は、本講座に関する連絡及び佐野市あそ商工会からの情報提供のために利用させて頂くことがあります。